

令和7年度第12回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和8年3月4日(水)午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 3階 第一会議室

3. 出席委員数 (15名)

出席者 (会長) 吉田陽一 (代理) 戸部秀悦

(委員)

1番	佐藤洋介	2番	加藤和洋	3番	
4番	鈴木和俊	5番	高橋郁雄	6番	清水司
7番	三浦栄子	8番	原田智也	9番	鈴木孫城
10番	武田一雄	11番		12番	
13番	目黒千衣子	14番	山本義則	15番	伊藤賢一
16番	鈴木豊則	17番			

4. 欠席委員 (3名) 3番 伊藤淑榮委員、12番 佐藤正樹委員、17番 鈴木誠孝委員

5. 農業委員会業務報告(2月分)

6. 報告事項

報告第11号 農地転用の許可について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の許可について

議案第25号 農地法第5条の事業計画変更申請について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

局長 濱野勇幸

局長補佐 鈴木俊市

10. 会議の概要

事務局長

本日は、ご多忙のところ、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

只今から、令和7年12回男鹿市農業委員会定例総会を開催いたします。

今回の総会は、報告事項が2件。議事案件が3件であります。

初めに吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様、お忙しいところ、定例総会にご出席くださいましてありがとうございます。

いよいよ農作業が始まる時期がきました。

何事もなく順調にさぎょうを始めることが出来るよう願っております。

さて、今年は農業委員の改選の年であります。

このメンバーでの任期は、7月19日までであります。最後まで責務を全うする所存ですので、皆様からもよろしく願います。

簡単ですが、以上であいさつを終わります。

事務局長

本日は、3番の伊藤淑榮委員、12番の佐藤正樹委員、17番の鈴木誠孝委員から欠席届がありました。

それで出席委員は18名中15名で総会の定足数に達しております。

それでは、農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定による議事録署名委員について、どう諮りしたらよろしいですか。

一同

議長一任の声あり

議長

議長一任の声がありましたので、議事録署名委員に、13番目黒千衣子委員、14番 山本義則委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

続きまして、農業委員会業務報告をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは、お配りしております、2月の農業委員会業務報告をご説明いたします。

座ったままで説明させていただきますのでご了承ください。

それでは説明いたします。

2月4日、5日、令和7年度都市農業委員会会長会、先進地視察研修が行われております。

6日、第11回農業委員会定例総会が実施されております。

13日、16日、20日と3条の現地確認を行っております。

17日、令和7年度大潟村外周辺4市町村農業委員会連絡協議会が大潟で開催されております。

19日5条関係の現地確認、及び非農地現地確認を実施しております。

25日、業務打ち合わせを行い、午後からは、第107回、常設審議委員会が開催されております。

26日、令和7年度、市町村農業委員会地区別農地利用最適化活動報告研修会が、秋田市で開催されております。

それでは今後の予定についてご説明いたします。

3月4日、本日、第12回農業委員会定例総会を開催しております。

合わせて、農業委員会、農業者年金加入推進研修会が開催する予定であります。

3月25日、業務打ち合わせを実施予定であります。

同日午後から第107回、常設審議委員会が開催予定となっております。

4月6日、令和8年度第1回農業委員会定例総会を予定しております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今説明ありましたことについてご意見ございませんか。

一 同

委員よりなしの声あり

議 長

異議なしということで、報告でありますので、よろしくお願いいたします。

それは次の報告事項に入りたいと思います。

鈴木局長補佐

報告第11号農地法第5条の許可について。お願いします。

それでは皆様お手元の総会議案書の1ページをご覧ください。

座ったままで説明させていただきます。

報告第11号、農地法第5条の許可について、令和8年2月6日開催、第11回男鹿市農業委員会定例総会において審議された下記の申請について、令和8年2月25日開催、秋田県農業委員会常設審議委員会において、許可相当となりましたので報告いたします。

申請地に関しましては、その下の表で、申請地、福米沢字新大門道 76 番  
転用者は、株式会社 A、目的は、育苗養土の採取ということであります。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今説明ございましたが、これについて何かご意見ございませんか。

一 同

委員より異議なしの声あり

議 長

異議なしということですので、よろしく申し上げます。。

続きまして、報告第 12 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につい  
て、説明よろしく申し上げます。

鈴木局長補佐

それでは議案書の 2 ページをご覧ください。

報告第 12 号農地法第 18 条の合意解約の案件であります。

本日の合意解約の案件は 2 件であります。

いずれも、この後、申請番号 1 号に関しては、この後他者との契約をする予  
定となっております。申請番号 2 号については、この後、他者への売買のため  
の解約という形になっております。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明について、何かご意見ございませんか。

一 同

委員より異議なしの声あり

議 長

異議なければ、報告ですのでよろしく申し上げます。

続きまして、議事案件の議案第 23 号農地法第 3 条による許可申請について、事務局より説明申し上げます。

鈴木局長補佐

それでは、議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第 23 号、農地法第 3 条の案件であります。

初めに、所有権移転の案件を 1 件、ご説明いたします。

今回の所有権移転は 1 件であります。

申請番号 1 号

五里合中石字水尻 111、地目田、面積 959 m<sup>2</sup>

渡人が、五里合の B、受け人が五里合の C。

相手方の要望ということで親族間の無償譲渡ということになります。

五里合の基盤整備事業の対象箇所となっております、この後、C さんに所有権移転された後に、改めていりあいファームと農業公社を通して契約を結ぶという予定になっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の案件について、何かご質問等ありませんか。

一 同

委員よりなしの声あり

議 長

異議がなければ、許可いたします。

引き続き次の説明をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは引き続き、3 ページをご覧ください。申請番号 2 号よりご説明いたします。

貸借権設定の新規の案件であります。

申請番号 2 号 3 号については、同じ受け人となりますので一括して説明いたします。

船越字杉山 494 他 13 筆、地目田、面積計 11,477 m<sup>2</sup>

渡人が船越の D、他 1 名、受け人が船越の E。

相手方の要望によるもので、10 アール当たり米 1 俵。

水利費は、借り人ということになっております。

新規の 10 年契約であります。

申請番号 4 号

船越字草根 489 他 6 筆、地目田、面積、計 3,232 m<sup>2</sup>

渡人が船越の F、受け人が払戸の G。

これも相手方の渡人の要望ということで、新規の 10 年契約、10 アール当たり米 1.5 俵、水利費は、貸し人ということになっております。

申請番号 5 号

船川港比詰字中坪 100 他 1 筆、地目田、面積計 6,231 m<sup>2</sup>

渡人が、船川の H、受け人が秋田市の I。

渡人の要望ということで、新規の 3 年契約ということになります。

10 アール当たり米 1 俵、水利費が仮人ということになります。

受け人の方は、秋田市の住所になっておりますが、実際には男鹿市の方にあります実家の方に住んでおまして、実家の近くに住むお姉さんと一緒にずっと田をやっているそうです。

この度、定年退職とともに、本格的に男鹿市に住所を移して、農家をやるということでありました。

続いて4ページをご覧ください。

申請番号6号

船越字前野98-26他1筆、地目田、面積計13,767㎡

渡人が船越のJ、受け人が協本のK。

これも渡し人の要望によるもので、新規の5年契約、10アール当たり0.7俵水利費借り人ということになっております。

申請番号7号

協本百川字谷口134他6筆、地目田、面積計7,217㎡

渡し人が協本のL、受け人が協本の株式会社M。

これも渡し人の要望ということで、新規の5年契約、10アール当たり1俵水利費借り人ということになっております。

これは今まで、Nさんという個人の方との契約を結んでおりましたが、このNさんが株式会社Mという法人を立ち上げまして、この更新の折に、法人の方に契約を変えるということになります。

申請番号8号

これは使用貸借権の設定ということで無償の案件ということになります。

福川字上谷地155他14筆、地目田、面積計64,848㎡

渡人が、公益社団法人秋田県農業公社、受け人が株式会社O。

新規の10年契約、水利費は、借り人ということになります。

これは以前から4耕作事業の満期が来たものが払えないということで、問題になっておりました。

そして4耕作の契約が少し延長されてという形になっておりましたが、この度、

〇と農業公社の方で、話がつきまして、3条で10年の貸借権を結んで、それからローンとして10年払いで払っていくということで、合意したということで、3条で農業委員会総会にかけてくださいという農業公社の方から申し出があったものであります。

ここまでで、新規申請の説明を終わります。

議 長

ただ今の事務局が説明の2番から8番までの7件について、何かご意見ありませんか

鈴木孫城委員

〇の件はこれですべてか。

鈴木局長補佐

公社の4耕作事業で〇が払えないものは、これですべてのはずです。

今まで2カ年にわたって、満期で買えなかったということが続いてきましたので、公社の方からも、これで、全ての残債ということで、10年間のローンを組むという話でありました。

この〇の件に関して、通常であれば、買い取りができないケースが出てきた場合には、農業委員会の方に、代わりの買い手を探してくれという対応を取るといことですが、今回の場合は、今の〇の経営者が、自身の過失ではないものであり、あくまでも親の過失であることから、若い農業者の面倒見ていく意味で、救いの手を差し伸べましょうという話になったそうです。

以上です。

議 長

他にご意見ございませんか。

一同

委員より異議なしの声有

議長

続きまして説明の9号からは、議事参与案件となりますのでよろしくお願ひいたします。

農地法第31条により申請番号9で、14番の山本委員、退席お願ひします。

暫時休憩いたします

山本委員退席

議長

では再開いたします。説明お願ひします。

鈴木局長補佐

それでは、引き続きご説明いたします。

4ページの申請番号9号

北浦湯本字鍵掛野148他4筆、地目田、面積計8,255㎡

渡人が北浦のP、受け人が北浦のQ。

契約の更新で再設定の5年契約であります。

以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明ございましたが、これについて何かご意見ございませんか。

一同

委員よりありませんの声あり

議長

異議なしということで、申請どおり許可したいと思います。

議 長

暫時休憩いたします。

山本委員着席

議 長

再開します。続きまして、また議事参与案件ということで、16番鈴木豊則委員の退席をお願いします。

暫時再度休憩します。

鈴木委員退席

議 長

再開いたします。

引き続き説明をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは、引き続き説明いたします。

4ページの申請番号10号

払戸字川向12-1他4筆、地目田、面積計4,184㎡

渡人が払戸のR、受け人が払戸のS。

再設定の5年契約であります。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の件について何かご意見ございませんか。

一 同

委員よりなしの声あり

議 長

異議なしということで、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

鈴木委員着席

議 長

それでは審議を再開いたします。

鈴木局長補佐

はい。それでは引き続き、再設定の案件を説明いたします。

5 ページをご覧ください。

先ほどと同様、詳細は再設定でありますので割愛させていただきます。

申請番号 11 号から 5 ページ下の 15 まで、同じ受け人となりますので、一括して説明いたします。

福米沢字福米沢新田 18、地目が田 10 筆、畑 1 筆、面積計 9,558 m<sup>2</sup>

渡人が能代市の T 他 4 名、受け人が船越の U。

再設定のすべて 5 年契約になっております。

続いて 6 ページをご覧ください。

申請番号 16 号から 17 号まで、同じ請け人であるので一括して説明します。

船越字サツピ<sup>°</sup> 223 他 10 筆、地目田、面積計 7,663 m<sup>2</sup>

渡人が北浦の V 他 1 名、受け人が船越の W。

再設定のすべて 5 年契約であります。

申請番号 18 号から 19 号まで受け人が同じですので一括いたします。

脇本富永字岩倉 55 他 6 筆、地目田、面積計 24,696 m<sup>2</sup>

渡人が脇本の X 他 1 名、受け人が脇本の Y。

再設定の 3 年契約であります。

続きまして、6 ページ 1 番下の申請番号 20 号から 7 ページの一番上の 21 号まで、同じ受け人ですので一括して説明いたします。

払戸字尻深一番谷地 259、他 19 筆。地目田、面積計 16,705 m<sup>2</sup>

渡人が、三種町の Z 他 1 名、受け人が払戸の AA。

すべて再設定の 10 年契約であります。

続いて 7 ページの 2 段目、申請番号 22 号から説明いたします。

払戸字小堤下千間 703 他 2 筆、地目田、面積計 6,176 m<sup>2</sup>

渡し人が、宮城県の AB、受け人が払戸の AC。

再設定の 5 年契約であります

申請番号 23 号

角間崎字新檜沢 43 他 1 筆、地目田、面積計 14,294 m<sup>2</sup>

渡人が角間崎の AD、受け人が角間崎の AE。

再設定の 5 年契約であります。

申請番号 24 号

野石字八ッ面出口 33-1 他 3 筆、地目田、面積計 4,198 m<sup>2</sup>

渡人が、野石の AF、受け人が、野石の AG。

再設定の 5 年契約であります。

申請番号 25 号

脇本百川字矢口 151 他 4 筆、地目田、面積計 5,155 m<sup>2</sup>

渡人が脇本の AH、受け人が角間崎の AI。

設定の 6 年契約であります。

続いて 8 ページをご覧ください。

申請番号 26 号

船川港比詰字中坪 115 他 2 筆、地目田、面積計 5,325 m<sup>2</sup>

渡人が船川の AJ、受け人が、船川の AK。

再設定の 3 年契約であります。

申請番号 27 号

払戸字大堤下千間 909 他 6 筆、地目田、面積計 7,056 m<sup>2</sup>

渡人が潟上市の AL、受け人が払戸の AM。

再設定の 5 年契約であります。

申請番号 28 号、

北浦安全字大台野 118、地目田、面積 2,705 m<sup>2</sup>

渡人が、神奈川県 AN、受け人が北浦の AO。

再設定の 3 年契約であります。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の説明について何かご意見ございませんか。

加藤和洋委員

確認ですけど、24 番ですけども個人名になっているが、AP 法人でないのですか

鈴木局長補佐

AG さんの方から申請があった際に、AP 法人じゃないですかと聞いたところ、この農地に関しては、長く耕作しばいと考えており。今回の 5 年の契約期間が終了すればやめるつもりでいるとのこと。

そのため法人ではなく、個人で名前契約しますというような説明でありました。

議 長 加藤委員、只今の事務局の説明で良いですか。

加藤和洋委員 はいわかりました。

議 長 その他、ありませんか。

一 同 委員より異議なしの声有

議 長 異議がなければ、申請通り許可したいと思います。

続きましては、第 24 号農地法第 5 条の許可について事務局を説明お願いし  
ます。

鈴木局長補佐 それでは、議案書の 9 ページをご覧ください。

議案第 24 号、農地法第 5 条の案件であります。

一時転用の案件であります。

申請番号 14 号

五里合中石字東山台 146 他 1 筆、地目田 1 筆、畑 1 筆、面積計 9,127 m<sup>2</sup>

渡人が五里合の AP、受け人が船越の AQ 法人で一時転用であります。

目的につきましては、赤土採取ということになりまして、契約年数が 3 年であり  
ありまして、各年 90 万円ということになります。

お手元の議案第 24 号農地法第 5 条第 14 号の図面の方をご覧ください。

まず初めに位置図であり、位置図を横に見ていただきまして、下の方からの道  
からは神総合体育館から北部の方に向かって進む道であります。

そこを三本松集落の方に曲がっていったところのすぐの農地であります。

この農地の手前のところが、梨畑になっております。

この、申請地の奥の方にも農地が広がっているというところでございます。

2 ページに、公図がついております。

このような形で2 つに分かれております。

3 ページの方には、申請地の計画ということであります。

あとは4 ページと5 ページに、現況写真ということで、まだ草とかはない状況で、昨年までは、作物の作付も行われていたようであります。

この梨畑側は、境界線のところが少し土手になっておりまして、梨畑の方とは区切られております。

奥の方の畑の農地とは少し段差がついている農地であります。

写真の方の右側の方に、農道が道路からちょうど入ってきた農道がありますけども、入り道はここだけということになりますので、農繁期は気を付けてくださいということでお話してあるというところであります。

以上で説明を終わります。

議 長

それでは農地法第五条の転用でありますので、現地確認した方は4番の鈴木和俊委員、7番の三浦栄子委員、15番の伊藤賢一委員です。

説明員として、4番の鈴木和俊委員よろしく願いいたします。

鈴木和俊委員

はい。私から説明いたします。

2月19日に三浦栄子委員、伊藤賢一委員、行政書士と事務局4名で現地確認に行きました。

現地は、向かいに葉タバコ畑があり、何ら問題ありませんが、三本松のほうに梨の選果場があります。

繁忙期になると大変込み合うので、そこら辺を注意してくださいとお願いしていきました。

以上です。皆さん、審議をよろしくおねがいします。

議 長

どうもご苦労さまでした。

本件について何かご意見ございませんか。

加藤和洋委員

ここは、昨年、何も作付けしていなかったのか。

三浦栄子委員

2年くらい作っていない農地です。

その前は、たばことか作っており、隣の農地は大豆を作っていた。

加藤和洋委員

登記は、田んぼとなっているが田を作って来たわけではないのか。

鈴木局長補佐

一帯は、加藤委員おっしゃられる通り、田んぼというよりも畑地化しております。

田の影は何もないというか、畑だなという感じであります。

地目だけが田になっている状況です。

加藤和洋委員

土を取ったあとで田んぼを作る気はないのか

鈴木局長補佐

立ち合いは、行政書士でありましたが、土を取ったあとは隣の農地との段差がなくなり、良い農地になるのではないかとの話でありました。

近隣の人が使うのではないかと思います。

いずれにしても田は出来る状況ではないので、やるとすれば畑だと思えます。

議長

他にありませんか

一同

委員より異議内の声有

議長

異議がないようですので、次にはいりたいと思います。

次に農地法第5条の事業計画案の変更について、審議いたします。

鈴木局長補佐

続いて、第25号農地法第5条、事業計画変更申請について追加説明します。

それでは、議案書の10ページをご覧ください。

議案第25号、農地法第5条、事業計画変更申請ということで、以前農業委員会です。一時転用の審議をされた場所の期間の変更ということになっております。

所在地は、北浦安全時寺字大台野69-1、地目田、面積計2,239㎡

渡人が北浦のAR、受け人がAS法人。

橋梁補修工事のための仮設用ハウス等を設置するという申請でありまして、お手元の前に出したものと同じ図面を見ていただければ、ちょうど安全時集落を抜けた、なまはげラインの下の方の、箇所となります。

この橋梁補修ということになっております。

一番後ろの写真を見ていただければ、鉄板を敷いてしまっていて、嚴重注意してきたということで、ご記憶もあろうかと思えます。

期間としては、3月末までの工事期間だったのですが、降雪等により工事の進捗状況が思わしくなかったため、5月末までを延ばしてもらいたい、というような申請であります。

以上で説明を終わります。

議 長

本件について、何かご意見ございませんか。

一 同

委員よりありませんの声あり。

議 長

異議ありませんという声がありましたので、申請通り許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で議事案件は全ておわりました、どうもご協力ありがとうございました。

続きましてその他に入りたいと思います。

その他では、農地利用集積等促進計画の公告について、促進計画案についてですが、説明をお願いします。

鈴木局長補佐

そうすればその他の案件ということで、農用地利用集積等促進計画の公告と要請をご説明します。

議案書の11ページをご覧ください。

農業公社を通しました農用地利用集積等促進計画の案件であります。

所有権移転の案件が3件であります。

そのあと、貸借権設定の案件が1件ありますが、最初に所有権移転の案件をご説明いたします。

申請番号1号及び1-2号。

五里合鮪川字張山137、他1筆、地目田、面積計9,325 m<sup>2</sup>

総額1,427,000円ということで、

渡し人が、野石のAT、受け人が、五里合のAU。

渡人の希望により、AUさんが農地を引き受けるという形になります。

基盤整備事業の中の田でありますので、この所有権移転が終わった後は、いりあいファームさんと公社を通した契約をするという、段取りになっております。

申請番号2と2-2号。

払戸字中樋116、他1筆、地目田、面積計4,586 m<sup>2</sup>

総額120万円であります。

渡し人が、払戸のAV、受け人が払戸のAW。

渡し人の要望により、AWさんが引き受けるということであります。

これは先ほどの18条の解約で出ていたものであります。

続いて12ページをご覧ください。

申請番号3号と3-2号。

船越字杉山582他7筆、地目田、面積計4,428 m<sup>2</sup>

総額120万円。

渡人が秋田市のAX、受け人が、脇本のAY法人。

渡し人の要望によるものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

何かご意見ございませんか。

一 同

委員より異議なしの声あり

議 長

異議なしとのことですので、申請通り許可したいと思います。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の公告について、よろしくお願ひします。

鈴木局長補佐

それでは引き続き 13 ページをご覧ください。

同じく公社を通した促進計画の貸借権設定の案件であります。

申請番号 1 号と 1-2 号について説明いたします。

払戸字大堤下千間 512-1 他 31 筆、地目田、面積計 18,627.45 m<sup>2</sup>

渡し人が八郎瀉町の AZ、受け人が、払戸の BA。

この案件は今回公社を通しますが、再設定の案件で、10 年契約であります。

10 アール当たり 13,000 円ということで、水利費は借り人ということになっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の事務局の説明がございました。

本件について何かご意見ございませんか。

一 同

委員よりなしの声

異議等なければ申請通り許可したいと思います。

続きましてその他案件の、農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について説明をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは、その他案件の2つ目として、農林水産課より農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取ということで、これも同じく、農業公社を通した契約になるのですが、基盤整備に絡むものでありますので、農林水産課で対応して、農業委員会の方には、意見聴取ということです。

まず表紙の裏のページをご覧ください。

ちょっとわかりづらいですが、左の方が出してということになっております。

BBさん、BCさん、BDさんと出ていますが、この3方が今回農業公社に農地を貸し付ける方々であります。

右の方、1と3ということで、農地組合法人一ノ目型ファームといりあいファームが、このそれぞれの農地を借り受けるということになっております。

1、2のBBさんとBCさんが、いりあいファーム、BDさんが、一ノ目潟ファームという形になっております。

その次のページをご覧ください。

実際に農用地利用促進計画の鑑であります。これは農業公社に対して、Bさんが、五里合神谷字塩辛202他6筆を、貸借で貸し付けるということです。

10アール当たり15,000円ということになっております。

契約期間は10年であります。

次の3ページをご覧ください。

これも同じくBCさんが、秋田県農業公社の方に五里合鮪川字箱井沢111、他4筆を、10アール当たり1万5000円で貸し付けるということになります。

これはどちらも基盤整備に絡む貸し付けということになっておりまして、前回、130件ほど、更新があるということでかけたんですが、そこに間に合わなかった2件を今回、この総会にかけたということになります。

そして最後4ページの方ご覧ください。

こちらは、BDさんが農業公社に対して、北浦湯本字大谷池137-1他3筆を、10アール当たり7,380円で貸し付ける契約になっております。

一ノ目ファームは、今、基盤整備事業が行われておりまして、現在整備中ですが、当時、契約から漏れていた農地を改めてご契約するということだそうです。

以上で説明を終わります。

議 長

本件について、何かご意見ございませんか。

一 同

委員よりなし声あり

議 長

異議がなければ、申請通り許可したいと思いますので、よろしく願いいたします。

濱野事務局長

続きまして、令和8年度男鹿市農業委員会定例総会開催予定表について説明をお願いします。

それでは、来年度の総会の開催予定ですが、皆様に配布しておりますので確認をお願いします。

それと男鹿市のホームページにも、公表している委員の公募に関する案件で

ありますが、公募期間が終了しました。

定員 19 人に対して 20 人の応募でありました。

今後のスケジュールとしては、4 月の下旬に候補者評価委員会というのがありまして、市の 6 月定例議会において、議案提出して任命ということになります。

7 月の 22 日に臨時総会を行う予定としておりますので、よろしくお願ひします。

あともう 1 つ、皆さんに案内が届いていると思いますが、3 月 20 日に市の記念日が文化会館であります。

講演もありますので、ぜひ参加をお願いします。

以上です。

議 長

他に何かありませんか。

何もないようですので、これを持ちまして今回の総会を終了します。

ありがとうございました。